

都市再生整備計画
神戸ウォーターフロント 地区

ひょうごけん とうべし
兵庫県 神戸市

令和4年8月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	兵庫県	市町村名	神戸市	地区名	神戸ウォーターフロント地区	面積	75 ha
計画期間	令和 4 年度 ~ 令和 7 年度	交付期間	令和 年度 ~ 令和 年度				

目標
 大目標: 持続的で魅力と活力のあるウォーターフロントの形成
 目標1: 官民連携した新たなにぎわいの創出
 目標2: まちの回遊性の向上

目標設定の根拠
 まちづくりの経緯及び現況
【経緯】
 ・平成23年3月 都心・ウォーターフロントを新たな魅力と活力にあふれる地域にすべく、都心・ウォーターフロントの将来構想として「港都 神戸」グランドデザイン策定
 ・平成24年8月 旧神戸生糸検査所を改修し、創造と交流の拠点として「デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KITO)」が開業
 ・平成26年9月 神戸三宮フェリーターミナルが供用開始
 ・平成27年3月 神戸ポートターミナルがリニューアルオープン
 ・平成27年12月 新港第1突堤再開発に、「みなと温泉 蓮、ラスイートオーシャンズガーデン」が開業
 ・平成29年4月 メリケンパークがリニューアルオープン
 ・平成29年7月 神戸ポートオアシスが供用開始
 ・平成29年7月 神戸港将来構想策定
 ・令和2年2月 神戸海洋博物館がリニューアルオープン
 ・令和3年1月 Stage Fellisimoが開業(新港第1突堤基部再開発事業)
 ・令和3年5月 (株)神戸ウォーターフロント開発機構 設立
 ・令和3年8月 (株)神戸ウォーターフロント開発機構を都市再生推進法人に指定
 ・令和3年10月 神戸ポートミュージアムが開業(新港第1突堤基部再開発事業)
 ・令和4年5月 都市再生緊急整備地域に指定(拡大)
【現況】
 神戸ポートタワーのリニューアルに取り組むとともに、新港第2突堤では大規模多目的アリーナ開業に向けた計画が進んでいるなど、継続的な再開発を進めている

課題
 ・民間活力を生かした持続発展的なまちづくりが求められている。
 ・再開発事業により進出した新施設を含む、官民連携による新たなにぎわいの創出が求められている。
 ・東西に広い当地区において、回遊性の向上が求められている。

将来ビジョン(中長期)
 ○神戸2025ビジョン 基本目標3 多様な文化・芸術・魅力づくり ～⑩ ウォーターフロントなどの魅力向上 (R3.4)
 ○「港都 神戸」グランドデザイン(H23.3)
 ○神戸港将来構想 ラグジュアリーな時・場・出会いで、新たな価値を生み出すみなど 一世界から人を惹きつける神戸ウォーターフロントの形成ー(H29.7)
 ○神戸市都市空間向上計画(立地適正化計画を含む) 広域型都市機能誘導区域に指定 (R2.3)

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
神戸港のウォーターフロントエリアの観光客	万人/年	観光入込客数(神戸港)[神戸市統計書]	官民連携した新たなにぎわいの創出	536	R1	700	R7
神戸ウォーターフロント地区内のシェアモビリティ利用客数	人/年	貸出・返却場所がともに神戸ウォーターフロント地区内のシェアモビリティ利用客数	まちの回遊性の向上	1075	R3	1500	R7

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【官民連携した新たなにぎわいの創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設と周辺公共空間を活用したイベントの開催等によるにぎわい・交流の創出 ・官民連携の基盤となる魅力ある施設、オープンスペースの管理、運営 	<p>【協定制度等】公共空間(ふ頭用地、緑地等)の管理・運営 【協定制度等】広告塔、看板の管理・運営 【協定制度等】展望施設の管理・運営 【協定制度等】夜間景観形成施設の管理・運営</p>
<p>【まちの回遊性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告塔、サイネージでの効果的な情報発信 ・公共空間の高質化など、楽しみながら回遊できる取り組みの推進 ・駐車場の適切な管理・運営により、交通の利便性、安全性の向上を図る 	<p>【協定制度等】公共空間(ふ頭用地、緑地等)の管理・運営 【協定制度等】広告塔、看板の管理・運営 【協定制度等】展望施設の管理・運営 【協定制度等】駐車場の管理・運営 【協定制度等】夜間景観形成施設の管理・運営</p>
<p>その他</p>	
<p>●当地区のエリアマネジメント組織の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な事業主体が一体となってウォーターフロントのまちづくりを進めることにより、順次形成されるエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、持続性のあるウォーターフロントの形成を目指すことを目的として、令和3年5月に㈱神戸ウォーターフロント開発機構が設立。 <p>(1)㈱神戸ウォーターフロント開発機構の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新港突堤西地区エリアビジョン策定事業 ・進出事業者誘致事業 ・PRイベント事業 ・エリアプロモーション事業(各種メディアや他都市でのプロモーションなど) <p>(2)令和3年8月、同社は都市再生推進法人に指定</p> <p>(3)都市利便増進協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体:株式会社神戸ウォーターフロント開発機構(都市再生推進法人) ・事業内容:神戸ウォーターフロント地区の施設を効果的に管理・運営し、新たなにぎわいの創出とまちの回遊性の向上を図る。 <p>●関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸ポートタワーリニューアル事業(事業主体:神戸市・神戸ウォーターフロント開発機構、事業期間:令和3年9月～) ・大規模多目的アリーナ事業(事業主体:民間事業者、事業期間:令和2年10月～) ・新港突堤西地区再開発事業(事業主体:神戸市・神戸ウォーターフロント開発機構、民間事業者) ・PRイベント事業 	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等																				
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	制度別詳細1	制度別詳細2	制度別詳細3	制度別詳細4	制度別詳細5	活用する制度											
				道路占用許可(法第46条第10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可条例(22))	都市公園占用許可(法第46条第12項)	都市利便増進協定(法第46条第25項)	都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	土地利用促進協定(法第46条第26項)	〔潜在快適性等向上区域〕 [潜在快適性等向上区域] [潜在快適性等向上区域] [潜在快適性等向上区域]	〔潜在快適性等向上区域〕 [潜在快適性等向上区域]	〔潜在快適性等向上区域〕 [潜在快適性等向上区域]	〔潜在快適性等向上区域〕 [潜在快適性等向上区域]	〔潜在快適性等向上区域〕 [潜在快適性等向上区域]	〔潜在快適性等向上区域〕 [潜在快適性等向上区域]					
1	公共空間(ふ頭用地、緑地等)の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構(都市再生推進法人)				○													
2	駐車場の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構(都市再生推進法人)				○													
3	広告塔、看板の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構(都市再生推進法人)				○													
4	展望施設の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構(都市再生推進法人)				○													
5	夜間景観形成施設の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構(都市再生推進法人)				○													
滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等																				
取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度																	
			制度別詳細11 〔潜在快適性等向上区域〕 路外駐車場配置等基準(法第40条第14項第3号イ)	制度別詳細12 〔潜在快適性等向上区域〕 駐車場出入口制限(法第40条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 〔潜在快適性等向上区域〕 集約駐車場(法第40条第14項第3号ハ)															

制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】			
制度の活用計画			
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1 公共空間(ふ頭用地、緑地等)の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構 (都市再生推進法人)	1. 協定締結者 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構(都市再生推進法人)、神戸市 2. 都市利便増進施設の一体的な管理・運営が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域)次ページの赤枠の範囲 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・ふ頭用地、緑地、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設 (2)都市利便増進施設の管理・運営の方法 ・株式会社神戸ウォーターフロント開発機構(都市再生推進法人)が日常管理(美化活動等)を実施する。 ・都市利便増進施設を活用して、まちの賑わい創出、回遊性向上に資する事業を実施する。 (3)費用負担 ・株式会社神戸ウォーターフロント開発機構(都市再生推進法人)が、都市利便増設の日常管理等の管理・運営に必要な費用を負担するとともに、効果的な運用により、まちづくりへの再投資に活用できる収益を確保する。
2 駐車場の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構 (都市再生推進法人)	
3 広告塔、看板の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構 (都市再生推進法人)	
4 展望施設の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構 (都市再生推進法人)	
5 夜間景観形成施設の管理・運営	R4~R7	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構 (都市再生推進法人)	

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等の配置を示す地図



都市利便増進施設

- ①公共空間(ふ頭用地、緑地等)の管理・運営 ②駐車場の管理・運営 ③広告塔、看板の管理・運営 ④展望施設の管理・運営 ⑤夜間景観形成施設の管理・運営



都市利便増進施設の一体的な管理・運営が必要と認められる区域

制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】

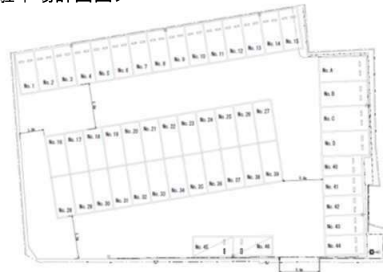
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

①公共空間(ふ頭用地、緑地等)の管理・運営



②駐車場の管理・運営

<駐車場計画図>



<駐車場予定地:波止場町>



<駐車場予定地:新港町>



制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

③ 広告塔、看板の管理・運営

< パナール広告塔(神戸第2地方合同庁舎南) >



< デジタルサイネージ設置予定地(メリケンパーク、神戸ポートミュージアム) >



④ 展望施設の管理・運営

< 神戸ポートタワーリニューアルイメージ >

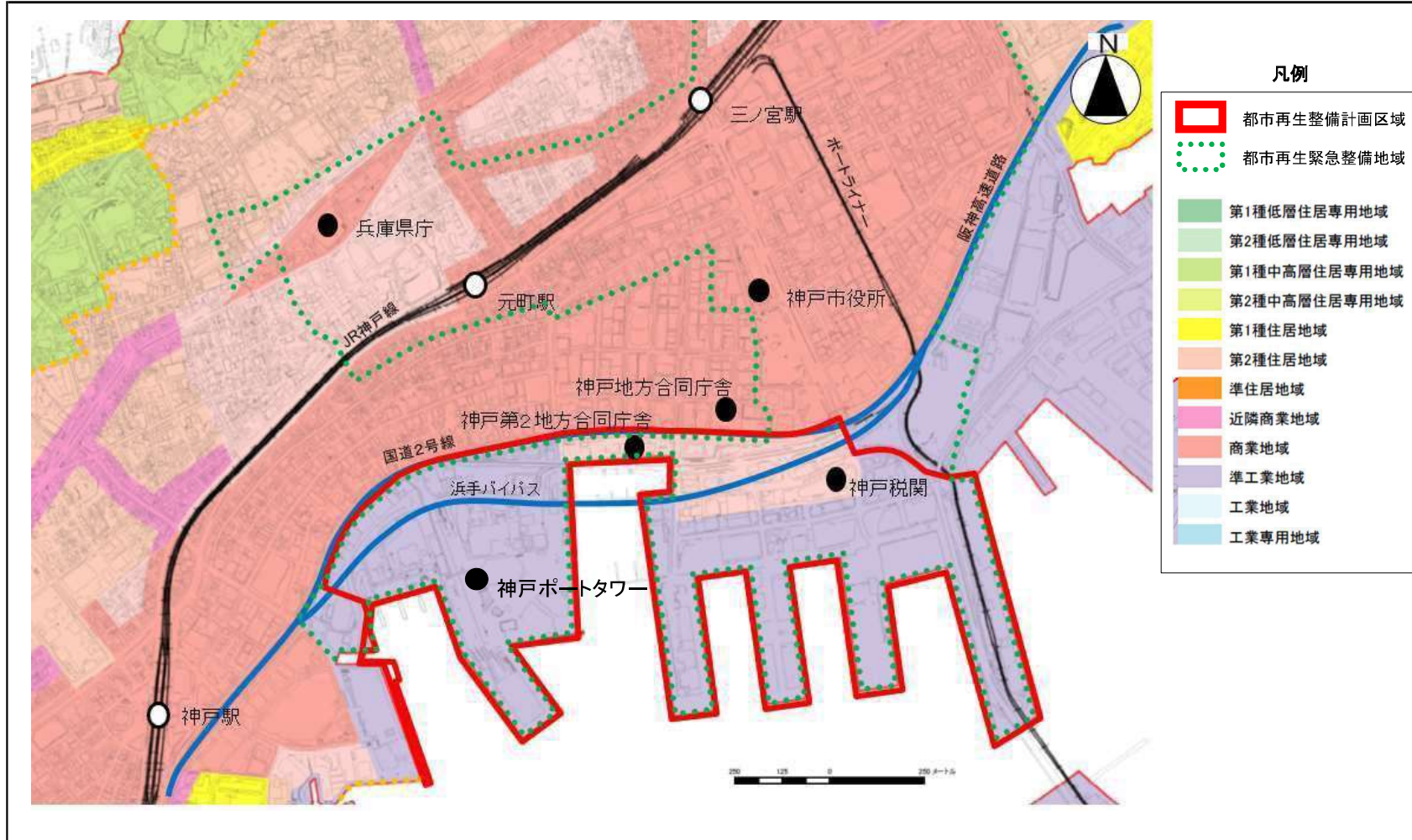


⑤ 夜間景観形成施設の管理・運営

< 夜間景観形成施設(カラーライトアップ施設等) >



神戸ウォーターフロント地区(兵庫県神戸市)	面積	75 ha	区域	中央区東川崎町1丁目の一部、弁天町の一部、波止場町、新港町、小野浜町の一部
-----------------------	----	-------	----	---------------------------------------



神戸ウォーターフロント地区(兵庫県神戸市) 整備方針概要図

目標	大目標: 持続的で魅力と活力のあるウォーターフロントの形成	代表的な指標	神戸港のウォーターフロントエリアの観光客(万人/年)	536 (R1年度)	→	700 (R7年度)
	目標1: 官民連携した新たなにぎわいの創出 目標2: まちの回遊性の向上		神戸ウォーターフロント地区内のシェアモビリティ利用客数(人/年)	1075 (R3年度)	→	1500 (R7年度)

